

議案第 79 号

大牟田市公営住宅下水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市公営住宅下水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市公営住宅下水処理施設条例の一部を改正する条例

大牟田市公営住宅下水処理施設条例（昭和 47 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表大牟田市白銀団地下水処理場の項、大牟田市吉野さくら団地下水処理場の項及び大牟田市橘団地下水処理場の項を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大牟田市公営住宅下水処理施設条例の規定は、令和 7 年 4 月以後の汚水排水量の認定に係る期間分の使用料について適用し、同年 3 月以前の汚水排水量の認定に係る期間分の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

公共下水道の供用開始に伴い、大牟田市白銀団地下水処理場、大牟田市吉野さくら団地下水処理場及び大牟田市橘団地下水処理場を廃止するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。